



富士市若者世帯定住支援 奨励金交付制度概要

制度創設趣旨

本市の策定する都市活力再生ビジョンに基づき、人口減少の著しい世代の市外からの転入を促進するため、若年夫婦を対象に、住宅取得に係る費用に対して助成を行う。期間としては、26年度から27年度の2年間とし、認定及び交付する。

制度概要

対象者 市外から転入する若者夫婦世帯

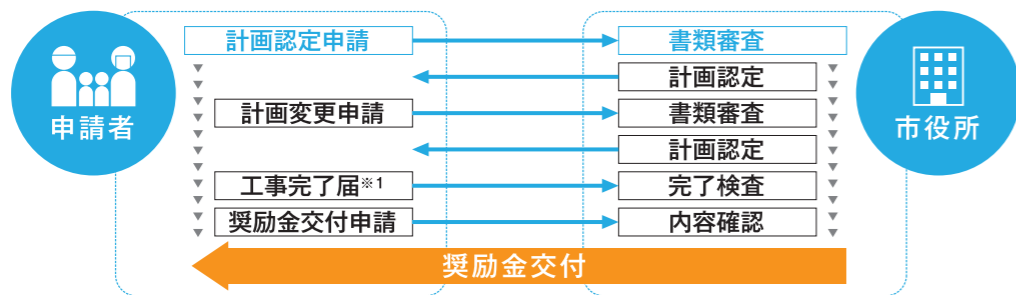
対象要件 【対象者】市外に1年以上居住していた世帯で、富士市に定住する夫婦いずれかが満40歳未満(計画申請時)の若者世帯など
【住宅】玄関、居室、台所、トイレ及び浴室等を備えていて、自ら居住する住居であること。など

対象地域 富士市 住居系・商業系用途地域内

奨励金の内容 奨励金一覧

- 1. 住宅取得(新築・購入)** 助成額 **70万円**
居住用部分の床面積が50㎡以上
- 2. 市内業者での新築施工** 助成額 **30万円**
市内業者(市内に主たる事務所を有する工務店、大工等の事業者をいう。)が新築した対象住宅を取得した場合
- 3. 二世帯住宅として新規取得** 助成額 **20万円**
各世帯が台所・トイレ・浴室を備えていること
- 4. 小学生までの子がいる世帯** 助成額 **1人×10万円**
(3人上限)

申請・認定・交付の流れ



※申請は工事着手購入契約前であること ※1 認定後1年以内に提出

Q&A

Q1 富士市に何年以上住む必要がありますか?

A 10年以上居住する必要があります。10年に満たない場合は基準にもとづき返還を求めます。

Q2 住宅取得後に富士市へ転入し、婚姻する予定ですが、対象となりますか?

A 計画認定申請時に婚姻していることが条件になりますので、対象なりません。

Q3 市外から子ども夫婦が転入し、増改築しますが対象となりますか?

A 転入されるお子さん夫婦が施主となり、増改築部分の床面積が50㎡以上、かつ、その費用が500万円以上であれば、増改築も対象となります。

Q4 どのような住宅が対象となりますか?

A 取得価格が500万円以上の新築住宅・建売住宅・中古住宅・分譲マンションが対象となります。

Q5 アパートを新築し、その一室に居住する場合は対象となりますか?

A アパートを新築しただけでは対象になりませんが、その一室を居宅にする場合は対象となります。また、店舗兼用住宅も対象となります。

Q6 親と共有の場合は対象となりますか?

A 若者夫婦世帯の持分が1/2以上でかつ500万円以上負担していれば対象となります。

富士に住もう! マイホームを持とう! 富士市の住活応援団



たとえば、
子供3人で
二世帯住宅建築なら
最大150万円
の奨励金!

※条件により異なります。
詳しくは裏面をご覧ください。



富士市若者世帯定住支援奨励金交付制度

富士市に転入希望で夫婦どちらかが40歳未満の方

今がマイホーム購入のチャンス!

住宅取得(新築・購入) → **70万円**

市内業者での新築施工 **+30万円**

二世帯として新規取得 **+20万円**

小学生までの子がいる世帯 **+10万円** (人数×10万円 3人上限)

2014年 **9月9日** 受付開始

